

ーコロラド州ー

夫婦間に子供がいる場合の離婚または法的別居手続き方法

申請手続きはどちらの方法で.....?
“夫婦共同で申請” または “どちらか一方が申請”

必要書類- どちらか一方が行う場合

- ◆ JDF 1000 - 申請者記入用紙
- ◆ JDF 1101 - 離婚申請書
- ◆ JDF 1102 - 召喚状

必要書類- 夫婦共同で行う場合

- ◆ JDF 1000 - 申請者記入用紙
- ◆ JDF 1101 - 離婚申請書

離婚の居住条件として夫婦どちらかが 91 日以上コロラドに在住している必要があります。

- ◆ 申請書類は、在住している管轄の郡に提出します。 ◆ 申請手続き料 \$ 230 を支払います。

- ◆ 郡の家庭裁判所が申請書類を審査。
- ◆ 裁判所より (Initial Status Conference) の通知が届きます。

法的書類の通達 - 夫婦どちらかが一方的に申請した場合

- ◆ 申請した書類のコピーはすべて、第三者を通して相手方に通達されます。
- ◆ 相手は書類を受理したことを証明する証書(Notarized Return of Service) を裁判所に提出します。

その他必要書類の提出。 離婚手続きには、下記のような各書類を裁判所にさらに提出する必要があります。詳しくは、裁判所からの命令書 (Case Management Order) をご参照下さい。

- ◆ 結婚財産供述宣誓書 (JDF 1111) (公証人の前で夫婦一緒に署名)
- ◆ 承諾証明書 (JDF 1104) (各自で記入)
- ◆ 別居同意書 (JDF 1115) (公証人の前で夫婦一緒に署名)
- ◆ 養育計画書 (1113) (公証人の前で夫婦一緒に署名)
- ◆ 離婚判決書 (JDF 1116)
- ◆ 養育費負担命令書 (JDF 1117)
- ◆ 審理前申告書 (JDF 1129) もしどちらか一方が別離合意書の内容に異議があると申し立てを行う場合に提出します。

第二 (最終) 調停会および子育て講習会の参加

裁判所へ同意内容の確認ために出頭、また、離婚後の子育てに関する講習会への参加が要求されます。詳しくは管轄の裁判所へお問い合わせください。

双方が合意に至った場合

- ◆ 離婚最終判決

離婚判決および養育負担命令は、申請書提出日から 92 日目または 92 日目以降に施行されます。

申請者または相手が内容に合意しない場合

- ◆ 調停人を介入した調停会を判事より命じられる場合があります。
- ◆ それでも合意しない場合、離婚裁判になります。離婚判決および養育費負担命令は、最終判決日に判事が下します。